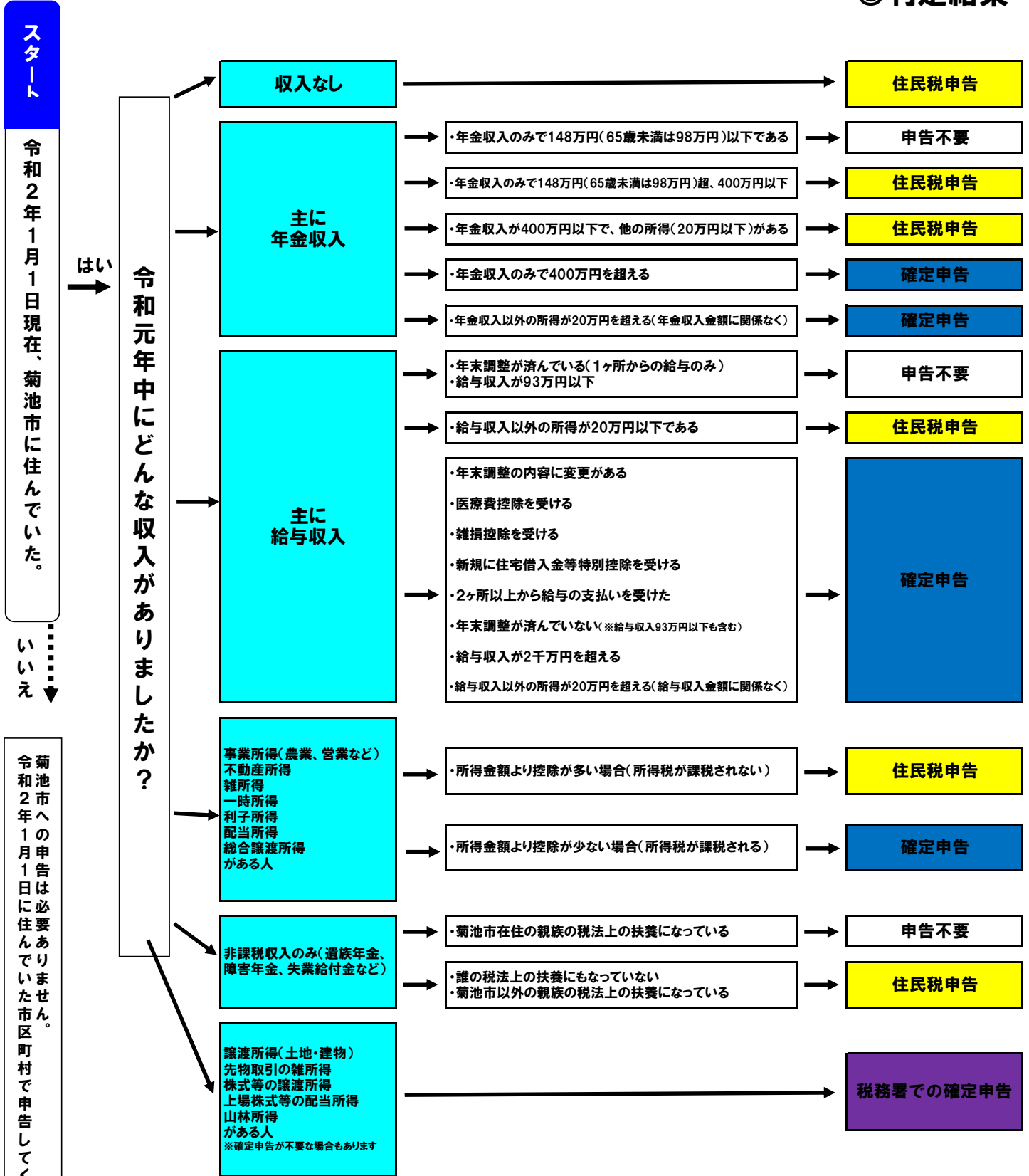


# ◎申告フローチャート

あなたが申告をする必要があるか確認してみましょう

## ◎判定結果



※この表は、簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点等はお問い合わせください。  
 ※年齢は令和2年1月1日現在です。  
 ※納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、上記に関わらず、確定申告が必要です。  
 ※住宅借入金等特別控除を受ける初年度の人は税務署(七城支所内)で確定申告をしてください。  
 ※雑損控除を受ける場合は税務署(七城支所内)にご案内する場合がありますのでご了承ください。